

水道局関係者を装う不審者に注意してください

横浜市全域で、水道局の職員や委託事業者などを装い、水道局から指示や依頼を受けていると、ご自宅などを訪問する不審者や不審な電話等の情報が寄せられています。水道局では以下のようなことは行っていません。

こんにちは!
水道局から
依頼されて
来ました。



事例
1

水道局に依頼していない
配管などの調査や水質検査

事例
2

家の中の水道管の修理や
作業代金の請求

事例
3

浄水器やウォーターサーバーなどの
訪問販売、レンタル、あっせん

事例
4

メールでの水道料金の請求や
断水のお知らせ



水道に関するご訪問があった場合は、必ず身分証の提示を求めましょう。また、**不審な点がある場合には、家の中に入れたり、すぐに契約や金銭の支払いをしたりせず、水道局お客さまサービスセンターへご連絡ください。**

水道に関するお問い合わせは

24時間365日 水道局お客さまサービスセンターへ

- 引っ越しの際などの水道使用開始・中止の手続き
- 使用水量・水道料金の問い合わせ
- 口座振替など、水道料金の支払い方法についての問い合わせ
- 水道水の水質検査の申し込み
- 水源状況・水道工事・断水についての問い合わせ
- 浄水場見学の申し込み など



インターネットでの
お手続きはこちら!

はち よん なな

☎ 045-847-6262 FAX 045-848-4281

※おかけ間違いのないようご注意ください。

※インターネットでも水道の使用開始・中止のお申し込みができます。

横浜 水道手続き 検索



発行 令和8(2026)年4月

横浜市水道局広報課 横浜市中区本町6丁目50番地の10

☎ 045-671-3108 FAX 045-212-1169

メール ✉ su-kouhou@city.yokohama.lg.jp

